

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における 軽減措置の延長（登録免許税）

- 地域における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、「特定創業支援事業」の支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人が、新たに株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際の登録免許税の軽減措置を行う。

概要

【適用期限：2年間（令和3年度末まで）】

租税特別措置法 第80条第2項	内容	税率	登録免許税 の軽減措置
1号	株式会社の 設立	資本金の額× <u>0.7%</u> (15万円に満たないときは、 1件につき15万円)	資本金の額× <u>0.35%</u> (7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円)
2号	合名会社 合資会社 の設立	1件につき <u>6万円</u>	1件につき <u>3万円</u>
3号	合同会社 の設立	資本金の額× <u>0.7%</u> (6万円に満たないときは、 1件につき6万円)	資本金の額× <u>0.35%</u> (3万円に満たないときは、 1件につき3万円)